大庄屋文書から見た酒田の世相(十二)

須藤 良弘

田の内町組大庄屋・伊東家と米屋町組大庄屋・野附家の文書 (酒田市立光丘文庫所蔵) からで、原文の句読点は筆

者が付け加えている。

、酒田湊と蝦夷地との交易

海岸見分、 安政五年(一八五八)四月、「公義御役人箱館御奉行支配組頭河津三郎太郎殿」が箱館に勤務することになり、「今度 酒田湊取調」のため、新潟経由で酒田に止宿することになった。

内、 として、「御荷物等ハ船廻ニ而」差し障りのないように準備している。酒田には一泊で、宿泊先は記録されていないが 庄内藩ではこの一行の来酒に気を使ったようで、酒田町奉行・阿倍傳大夫に越後からの動静を伝えている。さら 御公儀役人通行の際の前例を調べ、「酒田御止宿之節、銀子三枚・鯣弐連・別段庄内織上下地弐端。 御使者被仰付。 御下役江者金三百疋」など「御贈可被成」。吹浦の難所「三崎峠御荷物歩行夫持ニ而、殊之外難渋 酒田御家中之

ら箱館 本間家であったと思われる。 0) 出 店願 1 を河津が承諾してい 酒田止宿の時、「酒田本間より同所江出店開キ度よし二茂、 る。 本間家は津軽に出店を持つが、 函館に出店を開 御聞及被成候」と、 いたかは わ から 本間家か

河津 上が酒 田到着以前に庄内藩を通して、 酒田湊の現状と蝦夷地との交易についての報告を求めら 九 問屋は次のよう

に報告している(野附家文書『安政五年御用控』)。

小取合、 形市) 箱館迄海上里数百二、三拾里位、 にどのくらいの大きな船が何艘停泊できるか。 み以下百七十艘位停泊できる。 浅深之儀者、 「此御答 まで約六十二里、これより上流は小川で通れない。 凡百七拾艘位碇滞船繋留罷成申候。 浅深何百石迄之船、 酒田湊より最上・村山郡船町河岸迄川路六拾弐里程 当時六尺五寸位御座候得とも、 湊口は北西向きで、 同所城下迄百式拾里位、 何艘程碇泊相成候哉 当湊ハ亥戌之方ニ向申候、 湊口はどちらの方向で、どんな風向きをきらうか。 時々相変候儀御座候、 停泊中の海船は南南西の風に難儀する。 同向岸まで百拾里位御座候」。 但、 湊の深さは六尺五寸位だが、 何向二而、 (5 右船町より上者小川ニ而 何風きらひ候哉、 海船入津滞船中者、午羊之風難義仕候、 海船川口之儀ハ千弐、三百石より百石以下大 時々変わる。 最上川舟運では船町川岸 箱館海上何里有之候哉. 函館方面 酒 田 箱館まで海上何里か。 海船は千三百石積 ĴΠ への里数などを答 船通相成不申候 松前 (現山 湊

問に、 度候 あるが、 松前のにしんが多いとし、 蝦夷地産物 ほっけ・ 御答 松前くじらなども入っている。 松前産物多取捌候分ハ鯡ニ御座候、 鯡 粕 鱒・鮭、 その外の品目と数量は別紙に次のように報告している。なんであるかわからない物も 其外とも一ケ年何程位、 其外荷品別紙凡取調申上候」。 凡入津相成候哉 但、 蝦夷地からの取扱 何品多分ニ売捌 候哉、 品 につ 石 数 ての質 承知致

えている。

生鯡四拾七万四百弐拾疋位 数之子百七拾五東位 塩引弐万三千六百九拾本位 、早割千東位 、身欠七百弐拾本位 秋味三万七千三百四拾本位 外割千三百九拾束位

貫匁位 塩鱈五 結同五百四拾六丸位 筋子弐百七拾七樽位 万三千七百九拾本位 花新昆布弐千四百三拾把位 棒鱈弐百五拾九東位 江差同百三拾三丸位 同蘇弐万六千弐百本位 駄昆布六百四拾四丸位 鱈干壱万七千九百四拾位 サスカイ昆布弐百五拾把位 、心天艸弐本位 早 前同四百丸位 鮃五百拾束位 細若和布三千四 袋海苔八拾本位 百八拾 胴

松前鯨小壱樽位 魚粕弐百三拾樽位 同小弐拾六樽位

凡取調如斯御座候以上

午四

月

問 屋

右ハ去巳年中松前産物取扱候分、

凡取調申上候」。 箱館・松前・江差江是迄何品積送り候哉。 酒田湊より北海道渡島半島南部の函館 但、 凡石数 ・松前・江差への積み出し物と数量の質問への答えは、 何程 ニ候哉 此御答 積出 し穀物、 其外とも別 次の別

紙である。表は俵のこと。

五千六百表位 一、庄内米壱万弐百六拾表位 縄四万千八百五拾丸位 _ 新庄米弐千八百三拾表位 酒九百四拾八樽位 最上米弐千弐百表位 右者去巳年中松前表江積下り候 白米

分、 取調如斯御座候以上 午四月 問屋」。

蝦夷地産物取扱候問屋、 何人程有之候哉、 名前承知いたし度候 但、船方より口銭何程ツツ受用致し来候哉、

外二濱役其外遣物有之候哉」。 蝦夷地産物取扱問屋名と交易に要する経費などについての質問に対する「此御答」 は次

0 別紙である。

都合百両二付五両弍歩弍朱位罷成申候 屋名前如斯御座候以上 藤屋傳之丞 本間長三郎 午四 小山屋八右衛門 月 右之通取調差上申候処如斯御座候以上 問屋」。 齊藤屋八三郎 「船方より請取口銭、 小山屋三六 其外濱役壱匁壱歩八厘七毛五拂、 午四月 右之通松前産物、 問屋」。 当時取扱候問 並諸掛り 商品の売買

で、船方より受取る手数料や商品に課せられる税金、雑費などは、取扱い荷物百両について約五両二歩二朱と答えている

一、来航外国船への対処

世紀に入り文政八年(一八二五)に異国船打払令(無ニ念打払令)、天保十三年(一八四二)七月には打払令を止め、 十八世紀になると日本近海に外国船が出没する事が多くなり、 への薪・水・食料を与える事を許可している。これらは庄内藩へも幕府から通達され、 幕府はその処置について度々指令を出している。 酒田へも直ちに伝えられ

ている

(伊東家文書

『御用帳

天保十二年、十三年』)。

相認差出可申候、仮令、手薄之處有之候而も、 尤人数何人程相増候哉の趣立、是迄之備之人数を始、 之手當等、是迄よりハ一段手厚く可相心得旨相達候、 異國船渡来之節、 唯今迄備向手薄ニ而、事済候分も、若取かさり候而、 取斗方之儀、 此度御改正之御趣意を以、 別段御沙汰之筋ハ有之間敷候間、 兼而用意申付置候鉄炮・石火矢等之員数迄、銘々委敷書出シ可 右ニ付海岸防禦之面々ハ、向後備之人数相増、 書出候儀抔有之候而ハ、其詮も無之候間、 被仰出候処、 警衛向之義ハ弥厳重ニい 是等之趣心得違無之様可致候」。 たし、 聊不取包、 手當可申付置候、 有体ニ

さらに強化すること。 く報告すること。今までの警備が不十分であっても仕方がないことで、罰することはしないので、実情を正直に報告す 外国船渡来時の取り計らい方が改正となった。 海岸防備の役人はこれまでの人数や武器を調べ、さらにこれから増加すべき人員や武器をくわし しかし海岸の警備は一層厳重にすること。 警備の人数や武器の手当は

ることを求めている。

次いで、

下共海邊二領分知行所有之面々、 所より城下・ 可申候、 「一、海岸之國々津々浦々江、 もっとも前名已下並寺社領迄も右同様其筋へ可申立候、 陣屋迄之里数、 或ハ兼而人数差出置候臺場・遠見番所之類迄認込、 前々より異國船漂着いたし候哉、又ハ沖合等ニ相見候儀留記有之分ハ、不殘相糺書出 並寺社領まて不洩様可被相觸候」。 且又海岸之繪圖委細取調、 差出候様可致候 並浅深も相量 右之趣、 ŋ 前名已上已 船附之場

外国船が漂着した時や沖合に見えたりした時の記録を残らず調べ報告すること。 これらの事を海岸に位置する藩や知行所、 船着き場より城下・ 陣屋までの里数、 寺社領にもれずに伝えること。さらに続いて、 前から人を派遣している台場・遠見番所のたぐいも記入して報告 海岸の絵図をくわしく調べ、

聢と様子相糺、 置ニも不思召候、 者ニ而も逢難風ニ漂流等ニ而、 當時萬時御改正二付、 觸出之趣、津々浦々迄早々相届候様取斗可申事 食料・薪・水等乏しク、 依之文化三年異國船渡来之節取斗方儀二付、 享保・寛政之御改事ニ被復、 食物・薪・水を乞迄ニ而渡来候を、其事情不相分ニー圖ニ打拂候而者、 歸帆難成趣候ハハ、望之品相應ニ相与へ、 何事ニよらす御仁政を被施度と難有思召ニ候、 異國船渡来之節、無二念打拂可申旨、文政八年被仰出 被仰出候趣二相復候様被仰出 歸帆 可致旨申 [候間、 異國船と見受候 右ニ付而 前名江被對御 候、 外 然 國之 ル處

物などを求めてきた外国船を理由もわからず、 して帰ることができないようであれば望みの品を与え、 (一八〇六)の外国船渡来の時の取り計らいに復する。 文政八年に出された外国船への無ニ念打払令を止め、 ただ打ち払いでは将軍や幕府の考えにもあわない。 外国船を見たらしっかりと様子を聞きただし、 帰るように諭す。 幕府の仁政により元にもどす。 続いて、 難風に逢 食料などが不足 それで文化三年 漂流などして食

も難斗候へ共、 追 妨之始末有之候歟、 ミ無之様心得可申候、 ミ候儀等いたし 줆 尤、上陸者為致間敷候、 相達候次第茂有之哉ニ候、 夫等之事ニ動揺不致、 間敷筋二付、 望之品相与候而も帰帆不致、 若、 異國船より海岸之様子をうかかひ、 併此通被仰出候二付、 警衛向之儀ハ弥厳重ニいたし、 文化三年相觸候趣留書ハ可有之候へ共、 渡来之事實能二相分、 及異儀候 海岸防禦之手當ゆるかせいたし置候抔心得違、 ハ 御憐恤之御主意貫キ候様、 人数並武器手當等之儀ハ是迄より一段手厚、 其場所人心之動静ヲ試候為抔ニ鉄砲ヲ打懸候類、 速打拂臨機之取斗ハ勿論之事ニ候、 為心得別紙写相達候」。 取斗可申候、 左共、 備向手當之義 聊二而 彼方より 有之哉 も心弛 刮

上陸はさせない。

海岸防御をゆるがせにしたり、

外国人と親しくしない。

海岸の警備を一

層厳重にし、

外国

又ハ猥ニ異國 大庄屋文書から見た酒田の世相(十二) (23)

防備については後で達することがあるかも知れないし、書き留めていると思うが文化三年のお触れを伝える。次が文化 品を与えても帰らず、 船が海岸の様子をうかがったり、 渡来の事実をよく確かめ、 文句を言うようなことがあったら直ちに打ち払いなどの臨機の処置を取るのはもち論の事である。 動静を確かめるために鉄砲を打ちかけることがあるかも知れないが、 幕府の情けある主意を貫くよう取り計らう事。 先方より乱暴したり、 その時 に動

三年のお触れである

及伺、 糺 帆迄ハ番船附置、 水・薪等乏ク、 何連之浦方ニ船繋申間敷ニも無之候間、 先年与へ置候信牌も取上之、 文化三寅年相觸候趣 弥おろしや船ニ無相違相聞候 打拂其旨可 直ニ帰帆難相成次第ニ候ハハ、 見物等も相禁し、 中聞候、 右体之始末ニ到候節ハ、 先達而おろしや船長崎江渡来いたし、 已来乗渡間敷旨堅申渡、 ハハ化能 其段早々可有注進候、 々申諭、 異國船見請候ハハ早々手當いたし、 相應二其品与へ帰帆可為致候、 成
支穏
二可被
取斗候、
尤実
二難
風
二あひ
漂流いたし
候様子
二而 諸事寬政三亥年異國船之儀二付相觸候趣二 帰帆為致候二付再渡 尤再應申候而も相拒、 用商等之儀相願候へ共、 ハ致間敷候へ共、 人数等差配、 且何程相願候共、 帰帆不致及異儀候ハハ、 先見分之者差出、 難取用筋二付、 此後萬 准 決而上陸ハ不為致、 L 取斗可申候 漂流 時宜ニ應し不 二事寄乗渡 次ニ様子相 其旨 食料 右之 帰

める。 趣、 願われても上陸させない。 流にかこつけて海辺に船をつなぐことがあるかも知れないので、 以 前名已上之面 前にロシア船が長崎で通商を求めた際、 本当にロシア船であるならなるだけ穏やかに取り計らい、 指図を受けなくとも打ち払うよう。 々並其已下ニ而も、 帰るまで番船を付け、 海邊二領分・知行所所有之面々江不洩様可被相 寛政三年(一七九一)の外国船に対するお触れに準ずるよう各方面に伝え これを断り、 見物も禁止。 渡来も禁止したので再び来ることはないと思う。 帰ることをいくらすすめても帰らず、 その時は早く処置し、 実際に難破なら必要な品物を与え、 見分の者を出して、 帰させる。 異議を申し立てる 様子を確か しか いくら

る。 違いすることもあるので、三本帆を禁止していた。さらに遠い沖合を乗ることと外国船とにている帆の立て方を禁止す 天保十四年十月、今までと異なり日本の廻船も太洋に乗り出し、朝鮮近くまで出かける船も出てきた。外国船と見間 違反した場合は必ず罰するという次の觸れが幕府より大目付に出された。これが酒田へも伝えられている。 外国船

渡来への緊迫感が益々強まってきた。ペルーの浦賀来航まで十年である。

之儀ハ難相成筋ニ候處、追々太洋を乗候様子已前トハ相違之趣、殊ニ寄朝鮮之地方近く乗懸候茂有之由、其外遠き沖合 より不洩様可觸知もの也」(伊東家文書『天保十四歳 き沖合を乗候儀可為停止候、 を乗候節 近年、 北國筋其外諸國之廻船等異國之船ニ似寄候帆之立方相見、既ニ先而異國船と見違候次第も有之候、全三本帆 帆之立方異國船ニ似寄候得者、見違之義ニも至り可申哉、 若、 觸面之趣相背におひてハ吟味之上急度咎可申付候、 御触帳』)。 依之已来ハ異國船ニ紛ハしき帆之立方いたし並遠 右之通御料ハ御代官、 私領ハ地頭

一、酒田から最上新庄・米沢への商い

延三歳 酒田 から最上地方の新庄・大石田・米沢への送り出し品について寛延三年(一七五〇) 御用控帳』)。 米沢への大網口の陸路のほかに、清川口では最上川舟運の船に同乗かとも思われるが、陸路もあっ の記録である (伊東家文書

たのであろうか。

茶六本と着替えを持って清川口を通る許可書への裏判を願い出ている。次ぎから清川口以下は同文なので省略する。 少も相違無御座候以上 内町組伊兵衛と申者壱人、最上新庄へ罷越申候間、上茶六本・着替共ニ、 午三月十六日 内町伊兵衛 肝煎九郎右衛門」。 内町伊兵衛と肝煎から伊兵衛が新庄へ上 清川口罷通り申候様ニ御 裏判可被下候

門と肝煎からにしん三駄、「細肴町多次右衛門と申者壱人、鯡三駄・風呂敷包壱ツ共ニ最上新庄へ罷越申候間、 罷通~」。 次右衛門と申者、 越申候、 三月十七日、 細肴町仁助と肝煎久三郎からくじら二駄についてである。「細肴町仁助と申者壱人、最上新庄へ商 最上新庄へ商ニ罷出申候間、 風呂敷包共ニ清川口罷通り~」。 綿壱本・風呂敷共ニ清川口罷通り~」。 三月二十六日、 細肴町太次右衛門と肝煎から綿一本、 五月七日、 細肴町多次右衛 細 清川 二二罷 町 太

と肝煎から新庄へまぐろ三駄、「細肴町多次右衛門と申者壱人、鮪三駄・風呂敷包共ニ最上新庄江罷越申候間、 内七之助と申者壱人、最上米沢へ罷出申候間、 庄へにしん四駄、「肴町吉蔵世伜吉太郎と申者壱人、最上新庄へ罷越申候間、 最上大石田江罷越申候間、 五月十五日、 六月一日、 内町利兵衛と肝煎市郎兵衛から利兵衛家内の伊七が大石田へ塩引三駄、「内町利兵衛内伊七と申者壱人、 内町与四右衛門と肝煎から与四右衛門家内の七之助が大網口より米沢ににしん一駄、「内町与四右衛 塩引三駄共清川口罷通~」。 鯡壱駄・風呂敷包共ニ大網口 五月十九日、 細肴町吉蔵と肝煎から吉蔵せがれ吉太郎が新 5 鯡四駄・桶壱ツ・風呂敷包共ニ清川口~」。 六月十七日、 細肴町多次右衛門 清川口~」。

四、世相あれこれ

イ 社寺の修復費を賄うために度々興行が催された。「~酒田の世相 二」でも二番町にある愛宕堂での踊物まね 興

行について触

れて

附七郎左衛門から御町奉行所に出された晴天十四日間のかるわざ芝居興行の許可願いである。 次は享保十七年(一七三二) に日吉祠官斎藤山城守、 内町組と米屋町組大庄屋斎藤半内 ・伊東傳内・池田 浜田一丁目にある日枝神 古兵衛 . 野

社 の屋根大破、 外回りの柱が傷んだが、氏子が最近困窮して修復出来ないからとしている。

以上 中被仰付被下置候 今度日吉之社地ニ而かるわさ芝居相立申度奉存候、 り柱等痛申候ニ付、 御寄附被成下、 乍恐以書附 子五月」。 奉願 御墨印所持二付、 ハハハ 候 葺替仕、 拙者儀者不及申、 拙者相守候亀ケ崎御城内正一位日吉社之儀ハ、 外廻柱等茂修覆仕度奉存候得共、 (右日吉社之儀、 氏子之者迄難有仕合可奉存候、 右寄錢ヲ以葺替建立仕度奉存候間、 弐拾五年已前葺替仕候処二、近年屋根殊之外大破仕、 日吉之氏子近年別而困窮仕、 最上義光公より高拾七石八斗四升弐合之地 氏子頭以連判奉願候通被仰付被下置度奉 以御慈悲晴天十四 右修覆成兼候、 日 依之奉願候 其上外 来 ル 願 Ŧi. 廻 方 月

町米屋 とある。(伊東家文書 負担である。「享保十七子年、 願 は酒田町奉行所と寺社御役所から許可され、 町半々出シ候、 『御用帳』)。 <u>\</u> なお、 元宮境内軽業芝居、 祠官と大庄屋四人の「口上之覚」に 晴天十四日奉願候通被仰付、 興行収入十二両で葺き替えし、 「此度罷下申候小鷹十之助と申候かるわさ師 歩錢金拾弐両ニ而葺替致シ、 人足代は内町組と米屋町組で半々の 人足代内

様二御裏判可被下候、 煎切ニ追放い 口、 寛延三年 たし候者」 (一七五〇)、「外之町専助忰千松と申者壱人、 少も相違無御座候以上 (伊東家文書 『寛延三歳 午七月八日 御用控帳』)。 最上新 外之町専助 庄 罷越申候間、 肝煎幸助」、「右者内々不埒之儀有之、 澁紙包壱ツ共ニ清川 罷 通申 肝 傧

あったことから、 千松が新庄に追放の罪の内容は書かれていない 肝煎にまかせられた追放と思われる。清川口通行の裏判を求めていることから、もちろん奉行所の が、 「内々不埒」「肝煎切ニ追放」とあるから、 表ざたにならない 罪で 内

納めている。 最上川 漁業権や漁場をめぐる争いも多かった。 下流では古くから八ツ目うなぎや鮭などの川漁が盛んに行われ、 税として役銀・ 御役鮭が酒田 の御肴蔵に

諾があったのであろう。

増の三百四十八尺、 から、納屋小右衛門と猟師町(現船場町 次は明和三戌年(一七六六) 外に今年一か年寸志金五十両、 七月、 酒田桜小路 一丁目・日吉町二丁目)の者が預かってい (現日吉町二丁目) 猟師からは今迄通りの諸 百助・肝煎権助と新井堀村半右衛門・ 猟御役銭二十二貫を納めるので、 た鮭漁を今迄より御役鮭を百 五. 肝煎勘太郎 今年より

五か年間納屋にしてもらいたいという酒田御肴蔵御役人への願いである。

れた。 坐候様 書を取り上げさせ、 り寅年迄五ケ年之間、 者共江御預 百助 当年より増御役 御役鮭上納仕候二付御請證文指上申事 台町 御肴蔵を管轄下に置く町奉行所を通さず、 ・半右衛門は御役鮭を上納するまでは一本の鮭さえも外に取り散らかすようなことはしないとして納屋が許 酒田 年々酒田御肴蔵江急度上納仕候、 ケ被指置候鮭網引場、 (現日吉町二丁目) |猟師 上納 共諸猟御役口今迄之通り年々五月中御土蔵江上納可仕候 慎みを命じられ、 拙者共へ納屋被仰付被下置度奉願 メ三百四拾八尺 の市左衛門からも同様の願 今度奉願、 百助等が納屋となった。 尤皆済不仕候内者、 当年より増御役百五十尺、 外ニ 郡代所に直接出したことから不届きとして、 水鮭百九拾八尺 候所、 いが郡代所に出された。 金五拾両 壱本成共取散申問敷候、 願之通被仰付、 去酉年迄納屋小右衛門上 為寸志当年壱ケ年御為金ニ指 都合三百四拾八尺宛年々上納可仕候間 難有仕合ニ奉存候、 右者唯今迄、 納屋に仰せ付けられるところであ 為其御請證文如此御 納高 納屋 町役人に市左衛門の口 右御 小右衛門並猟 上申 役鮭 候 座候 同 御 手 旨 閊 当年よ 師 Ħ. 拾尺 錢弍 可さ 町之 E

候 衛門口上 市左衛門此方へも相届ケ不申、 間、 右之通百助 両 人へ 書取候、 町 被仰付候」。 組の総鎮守である下の日枝神社は安永二年 ・半右衛門より相願申 其後急度慎被仰付候 (野附家文書 直ニ御郡代所へ相 -候所、 明 市左衛門 和 三年 被仰付候、 願申 所へ納屋被仰付候筈之所、 諸御用控帳 ·候二付、 尤臺町市左衛門と申者、 (一七七三) 御奉行所ニ而も不届ニ思召候間 寺町 大信寺境内からの火災で類焼した。 御奉行所より郡代所へも右不埒之訳 右同 様 二相願申候得共、 酒 田 町仲 ケ間を以市左 不被 仰 本間四 被仰遣 付 候

=

酒田

現在の社殿である 郎三郎光丘が施主となり天明四年再建に着手、同八年(一七八八)に竣工、同年八月十三日に盛大な遷宮式が行 (『飽海郡誌』)。 次はこの時の遷宮についての詳細な記録の一部である。 (野附家文書 『天明 われた。

御

用控帳』)。

時に より十八日マテ 遷宮二付、 遷宮の時 節之通練もの指出呉候様ニ申出候、 下の山王別当斎藤縫殿頭・ 「祭礼之節之通乗馬」 Ō) 酒田 行 列に、 町 ハー 鎮守山王宮正遷座 山王の祭礼時のように山車などの練り物を出させてもらいたいという願 町 切ニ笠鉾等差出、 を 不動院罷出候ハ、當十二日より十八日迄山王遷宮ニ付、 「右馬乗之儀、 此儀者、 同月十三日御神輿渡御」の立札が町の角々に立てられた。 賑候度相聞申候、 本間四郎三郎殿より御内々御願申上候様~」と、 両別當より申出候」とある。さらに「今度、 右ニ付辻々ニも立札いたし候図左之通」で、「九月十二 御断申上候、 下之山王遷宮二付、 いが出された。 本間家から内々の願 ~」。そして遷宮の 「下之山 祭礼之 いで、 Ŧ

町 町 馬乗で出る。「壱ノ丁より七ノ丁迄角々江さやかけ俵積、 Z 組 しも二而 ハ近江屋次郎八より坂下迄同断~」である。 おみこし渡御の十三日の行列は、 の町々から笠鉾二十四など、 出 ル 縫殿頭もかみしも二而出 内町組から「奴コ」など、 「笠鉾廿四出候由、 ル 山伏大勢出、 其外中町より四天王共六人出候、 青竹を立、 米屋町組からは 賑 々敷事ニ候」。 まとゐを付、 「幟、 「本間四郎 中町ハ大工町角より臺町迄同様、 馬乗とも」。「龍厳寺 三郎殿」 猟師町弁才船出候、 は馬脇など六人を従え (遷宮導 <u>\</u> 酒 か

哉 た れで酒 衛門小路の町医師と「及口論候不届ニ付、 了申上旨被仰渡奉畏候、 ホ (野附家文書 田町 天明八年、 組大庄屋栗林、 『天明八年 「九年以前盗米買取候不届ニ付、 米屋町 依之段々相尋候所、 諸御用控帳』)。 組同野附、 川南江追放」の同小路弥左衛門・仁左衛門から追放御免が願 追放御免になっても町内には差し障りはないというものである。 町年寄から御町奉行所に 右三人之者共御免被仰付候而も、 Ш 南江追放申付」 0) 「酒田八軒町番人長兵衛」、 一此度御免被仰 於町内差障候儀無御座候 付候而も、 それ 町 内指障之筋 に四年以 い出され 5 が 出され た。 前 利 そ 右